



熊本県公報

第 1 1 9 4 3 号

平成 22 年 9 月 17 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 22
- 道路の供用開始…………… (//) 23
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 23
- 定数漁業の許可期間の公示…………… (水産振興課) 23
- 種畜証明書 of 交付…………… (畜産課) 23
- 公 告**
- 県営土地改良事業の工事完了公告…………… (農村計画・技術管理課) 24
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 24
- 平成 22 年度クリーンニング師試験…………… (薬務衛生課) 25
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 27
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 27
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 27
- 県有財産の売却…………… (下水環境課) 27

告 示

熊本県告示第 8 8 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 2 年 9 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 山都町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
冷水 2（4 4 5 - 1 - 0 0 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
冷水 1（4 4 5 - 1 - 0 0 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
柿原 1 - 1（4 4 5 - 1 - 0 0 3 - 1）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柿原1-2 (445-1-003-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柿原1-3 (445-1-003-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柿原2 (445-1-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
柿原3 (445-1-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
坪の内1-1 (445-1-006-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坪の内1-2（445-1-006-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坪の内1-3（445-1-006-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坪の内2（445-1-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
樋の口2-1（445-1-008-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
樋の口2-2（445-1-008-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
樋の口 2-3（445-1-008-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
樋の口 1（445-1-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
造別当 1（445-1-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鍛冶床（445-2-031）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大石尾 1（445-2-038）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大石尾2 (445-2-039)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大石尾3 (445-2-040)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大石尾4 (445-2-041)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川内1 (445-2-042)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川内2 (445-2-043)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 川内3 (445-2-044)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川島1-1 (445-2-045-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川島1-2 (445-2-045-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川島2-1 (445-2-046-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川島2-2 (445-2-046-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川島2-3 (445-2-046-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水3 (445-2-047)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水4 (445-2-048)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水5-1 (445-2-049-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水5-2 (445-2-049-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水6 (445-2-050)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古閑1 (445-2-051)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古閑2 (445-2-052)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 柿原6 (445-2-053)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 柿原7 (445-2-054)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 柿原5 (445-2-055)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 柿原4-1 (445-2-056-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 柿原4-2 (445-2-056-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 造別当2 (445-2-067)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 所の尾1-1 (445-2-068-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 所の尾1-2 (445-2-068-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 所の尾2（445-2-069）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 所の尾3（445-2-070）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 所の尾4-1（445-2-071-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 所の尾4-2（445-2-071-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 所の尾5（445-2-072）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町下名連石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
 木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 所の尾6（445-2-073）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 山都町下名連石
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
所の尾7 (445-2-074)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
所の尾8 (445-2-001 (人))
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大石尾5 (445-1001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水7 (445-1002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水8-1 (445-1003-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水8-2 (445-1003-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
冷水8-3 (445-1003-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町下名連石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
梅ノ迫1 (445-1-093)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小柏原1 (445-1-104)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平1 (445-1-105)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 木鷲野 (445-1-106)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平2 (445-1-107)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 暮瀬1-1 (445-1-108-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 暮瀬1-2 (445-1-108-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 水増1-1 (445-1-109-1)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 水増1-2 (445-1-109-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
万谷1-1（445-1-110-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
万谷1-2（445-1-110-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
栃ノ木1-1（445-1-112-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
栃ノ木1-2（445-1-112-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
栃ノ木1-3（445-1-112-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 栃ノ木1-4（445-1-112-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 栃ノ木1-5（445-1-112-5）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 栃ノ木1-6（445-1-112-6）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 栃ノ木1-7（445-1-112-7）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (76) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 鶴（445-1-113）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (77) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
白木谷1-1 (445-1-114-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (78) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
白木谷1-2 (445-1-114-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (79) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
梅ノ迫2-1 (445-2-214-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (80) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
梅ノ迫2-2 (445-2-214-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (81) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
椈木1 (445-2-218)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (82) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 枕木2-1(445-2-219-1)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (83) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
枕木2-2(445-2-219-2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山都町島木
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (84) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
枕木2-3(445-2-219-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (85) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
枕木2-4(445-2-219-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (86) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
枕木2-5(445-2-219-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (87) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
枕木3(445-2-220)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (88) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 椎木4 (445-2-221)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (89) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 福良1 (445-2-245)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (90) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 福良2 (445-2-246)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (91) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 小柏原2 (445-2-247)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (92) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 小柏原3 (445-2-248)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (93) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平3-1 (445-2-249-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (94) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平3-2 (445-2-249-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (95) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平4 (445-2-250)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (96) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 暮瀬2 (445-2-251)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (97) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 暮瀬3 (445-2-252)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山都町島木
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (98) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
水増2-1 (445-2-253-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (99) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
水増2-2 (445-2-253-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (100) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
水増2-3 (445-2-253-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (101) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小司原1-1 (445-2-254-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (102) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小司原1-2 (445-2-254-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (103) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小司原2 (445-2-255)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 山都町島木
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (104) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
栃ノ木2-1 (445-2-256-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (105) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
栃ノ木2-2 (445-2-256-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (106) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
白木谷2 (445-2-257)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (107) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
万谷2-1 (445-2-258-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土
木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (108) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
万谷2-2 (445-2-258-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (109) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
万谷3-1 (445-2-259-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (110) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
万谷3-2 (445-2-259-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (111) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
万谷4 (445-2-260)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山都町島木
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第886号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年9月17日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻字仏ノ辻 1211番地先から 同所	前	9.2 ～ 14.8	113.8	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
		後	9.2 ～ 19.8			

2 区域を変更する期日 平成22年9月17日

熊本県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年9月17日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字平生 2523番3地先から 同所 2525番3地先まで	69.8	地基創 改（改 築に伴 う拡張）

2 供用を開始する期日 平成22年9月17日

熊本県告示第888号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字上前川1087番1、1087番2、1088番、1110番3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上前川1087番2、1110番3、1087番1・1088番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第889号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
固定式刺網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海

2 申請期間

平成22年9月17日から平成22年9月24日

熊本県告示第890号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検 査 日	種畜証明書 番号(平2 2熊本県臨)	名号	品 種	検 査 成 績	飼 養 者	検 査 場 所
平成22年 8月31日 (火)	第3号	光泉波	褐毛和種	1級	熊本県農業 研究センタ ー	合志市 栄
	第4号	菊光晴	褐毛和種			
	第5号	菊光栄	褐毛和種			
	第6号	秀花国	黒毛和種			
	第7号	福久桜	黒毛和種	2級		

公 告

熊本県公告第514号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の 保全	下井手	平成19年9月4日	平成22年3月23日	熊本県
農業用 排水施設	広安	平成19年11月22日	平成22年3月29日	熊本県

熊本県公告第515号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第123 7号	炭酸カ ルシウ ム肥料	炭酸石 灰	アルカリ 分：53. 0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町4丁目78 番地	平成28 年9月4 日
熊本県肥 第123 8号	炭酸カ ルシウ ム肥料	6.0 炭酸苦 土石灰	アルカリ 分：53. 0 可溶性苦 土：6.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町4丁目78 番地	平成28 年9月4 日
熊本県肥 第123 9号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10. 0炭酸 苦土石 灰	アルカリ 分：53. 0 可溶性苦 土：10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町4丁目78 番地	平成28 年9月4 日
熊本県肥 第124 0号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10. 0粒状 炭酸苦 土石灰	アルカリ 分：54. 0 可溶性苦 土：10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町4丁目78 番地	平成28 年9月4 日

熊本県肥 第139 0号	加工家 きんふ ん肥料	発酵鶏 糞	窒素全量： 2.5 りん酸全 量：6.0 加里全量： 4.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	有限会社ココ ファーム 熊本県菊池市下 河原2818番 地	平成28 年9月5 日
熊本県肥 第128 9号	生石灰	80. 0生石 灰	アルカリ 分：80. 0	該当なし	岩崎工業株式会 社 熊本県玉名郡玉 東町大字稲佐3 01	平成28 年9月9 日
熊本県肥 第129 0号	消石灰	60. 0消石 灰	アルカリ分 ：60.0	該当なし	岩崎工業株式会 社 熊本県玉名郡玉 東町大字稲佐3 01	平成28 年9月9 日

熊本県公告第516号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成22年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。
平成22年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成22年11月7日（日）
ア 学科試験 午前10時から正午まで
イ 実地試験 午後1時から
 - (2) 場所 株式会社シロヤパリガン（熊本市上熊本二丁目6番7号）
- 2 試験科目
 - (1) 学科試験
ア 衛生法規に関する知識
イ 公衆衛生に関する知識
ウ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験（洗たく物の処理に関する知識及び技能）
ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
イ 繊維の鑑別
ウ 薬品の鑑別
エ 長袖ワイシャツ蒸気アイロン仕上げ
※1 蒸気アイロン及び長袖ワイシャツは、熊本県で準備する
※2 アイロン仕上げの際にノリは使用しない
- 3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (3) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者として、次のいずれかに該当する者
ア 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による附属中学校及び附属高等女学校の第2学年を修了した者
イ 旧盲学校及旧聾啞学校令（大正12年勅令第375号）によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
ウ 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
エ 旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による普通科の課程を修了した者
オ 内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒、児童卒業ノ他ノ学校ヘ入学及転学ニ関スル規程（昭和18年文部省令第63号）第1条から第3条まで、第5条及び第7条の規定により国民学校の高等科を卒業した者、中等学校の2年の課程を終わった者又はウに掲げる者との取扱を受ける者
カ アからオまでに掲げる者のほか、地方厚生局長又は地方厚生支局長において国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認めると認めた者
- 4 受験手続

- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
 熊本県健康福祉部薬務衛生課及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）で配布する。ただし、県外に住所を有する受験希望者にあつては郵送での配布も行う。この場合、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒（角型2号：A4サイズ）を同封のうえ、熊本県健康福祉部薬務衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
 - (2) 提出書類
 - ア 願書
 - イ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
 卒業証書の写しの場合、併せて原本も願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること（確認後、原本は返却する。）。
 - ウ 写真1枚
 出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの。なお、写真の裏に受験希望者の氏名を記入し、写真票の所定の欄に貼付すること。
 - (3) 受験手数料
 受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。
 - (4) 願書等の提出先
 県内に住所を有する受験希望者にあつては県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に、県外に住所を有する受験希望者にあつては熊本県健康福祉部薬務衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に提出すること。
 - (5) 願書等を郵送で提出する場合
 やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、「クリーニング師試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、以下のとおりとする。
 - ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。
 - イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、受験願書等に郵便為替（普通為替）7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
 - (6) 願書の受付期間
 平成22年9月27日（月）から平成22年10月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 なお、郵送による場合は、平成22年10月15日（金）までの消印のあるもの
 に限り受け付ける。
 - (7) 受験票の交付
 受験票は、願書等の審査後、熊本県健康福祉部薬務衛生課から願書記載の受験者現住所に送付する。
- 5 合格基準
- (1) 学科試験
 3科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）
 - (2) 実地試験
 4科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）
- 6 合格者の発表
 平成22年11月30日（火）午前10時に、合格者の受験番号を県庁本館1階ロビー及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。
 また、合格者には合格通知書を送付する。
 なお、電話による照会には一切応じない。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、県内各保健所（熊本市保健所を含む。）又は熊本県健康福祉部薬務衛生課（電話番号096-333-2245）に行うこと。
 - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前8時30分から午後5時15分まで熊本県健康福祉部薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人のみ開示する。
 - (3) 受験手数料及び願書等は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても返還しない。

熊本県公告第517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名郡長洲町大字清源寺字塘下405番、同406番、同407番、同408番1、同419番、同420番、同421番、同422番、同423番、同424番1、同425番1、同426番、同427番、同428番、同429番、同430番、同431番1、同443番1、同445番、同446番、同447番、同448番1並びに里道の一部及び水路の一部
11,410.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ

熊本県公告第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営上益城中央2期地区（水越工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営上益城中央2期地区（水越工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年9月21日から平成22年10月20日まで
- 3 縦覧場所
御船町役場

熊本県公告第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番169
255.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1370番地5エステートハイム102号
日笠山 宏治

熊本県公告第520号

県有財産を次のとおり売却する。

平成22年9月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
熊本市鶴羽田町（熊本北部流域下水道熊本北部浄化センター内）
熊本北部流域下水道の設備更新等に伴う発生材 一式
- 2 契約条項を示す場所
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部下水環境課
電話 096-333-2530
- 3 入札場所
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館 地下1階 入札室
- 4 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有していない者

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していない者
- 5 入札案内書交付期間及び場所
- (1) 交付期間
平成22年9月17日(金)から平成22年10月12日(火)までの日(県の休日を除く)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 交付場所
2に記載のとおり
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書及び確認資料を提出しなければならない。
- (1) 提出方法
持参又は郵送による。
- (2) 提出期限
平成22年10月7日(木) 午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着)
- (3) 提出先
2に記載のとおり
- 7 入札期日
平成22年10月13日(水) 午前10時
- 8 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札時に購入希望金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 入札に参加しようとする者は、5の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 法人の印鑑証明書
- (2) 代理人が参加する場合は、(1)に掲げる書類及び委任状
- 10 開札期日
入札終了後即時
- 11 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 2以上の意思表示をした入札
- (10) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 12 落札者の決定方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった購入希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 13 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 14 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否
- (3) 契約締結期限
平成22年10月20日(水)
- (4) 売買代金納入期限
契約締結後14日以内
- (5) 発生材の搬出期限

契約書により指定する

- (6) 契約締結場所
2に記載のとおり
- (7) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、
熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60
年熊本県規則第11号）等を承知のうえ入札するものとする。
- (8) 問い合わせ先
2に記載のとおり
- (9) その他詳細は、入札案内書による。